

(1) 基本診療料の施設基準

- ・急性期一般入院料6
- ・療養病棟入院基本料1
(看護補助体制充実加算1,経腸栄養管理加算)
- ・障害者施設等入院基本料 10:1
(看護補助体制充実加算 1, 夜間看護体制加算)
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算2
- ・医師事務作業補助体制加算2 (50対1)
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・医療安全対策加算1
(医療安全対策地域連携加算1)
- ・感染対策向上加算2
(連携強化加算) (サーベイランス加算)
- ・患者サポート体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・データ提出加算2・4
- ・入退院支援加算1
(地域連携診療計画加算1, 入院時支援加算)
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料2
- ・地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア
入院医療管理料2
(看護職員配置加算, 看護補助体制充実加算)
- ・リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算1

(2) 特掲診療料の施設基準

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する
相談支援加算
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料2・3
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する
持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する
在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び
歯科治療時医療管理料
- ・歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・検体検査管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・神経学的検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・無菌製剤処置料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・CAD/CAM冠
- ・有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6
(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術
- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・入院時生活療養(Ⅰ)
- ・看護処遇改善評価料25
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料(54)